

運営指導における 主な指導事項等

訪問リハビリテーション 編

埼玉県福祉監査課

居宅サービス計画(ケアプラン) に沿ったサービスの提供

居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）に
沿ったサービスを提供してください。

指定介護予防訪問リハビリテーションの 具体的取扱方針

介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行ってください。

訪問リハビリテーション計画の作成

訪問リハビリテーション計画には、リハビリテーション終了の目安・時期も記載してください。

短期集中リハビリテーション実施加算

短期集中リハビリテーション実施加算について、退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施してください。

事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合の取扱い

事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、減算をしていない事例があったので改善してください。

移行支援加算(その1)

- 移行支援加算の算定に当たり、次の算定要件について注意してください。
 - ・ 評価対象期間において、訪問リハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が5/100を超えていること。
 - ・ 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションを終了した日から起算して14日以降44日以内に理学療法士等が、通所介護等の実施状況を確認し記録すること。

移行支援加算(その2)

- ・ 訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。
- ・ 12月を事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が25/100以上であること。

12月／事業所の平均利用月数 $\geq$ 25/100

$$\geq \frac{\text{評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計}}{\text{評価対象期間の（新規利用者数＋新規終了者数）} \div 2}$$

注意事項

1. 重要事項説明書のリハビリテーションマネジメント加算イ、ロについて、算定し得る加算を明示してください。
2. 重要事項説明書について、「事業の実施地域」を「通常の事業の実施地域」としてください。
3. 重要事項説明書について、「事故発生時の対応」を記載してください。
4. 運営規程について、重要事項説明書に記載されている「交通費」及び「複写物サービス」などのその他のサービスに係る費用の額について規定してください。